

和歌山県人権教育基本方針

平成 17 年 2 月 15 日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連 10 年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV 等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21 世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

（目的）

- 1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。
 - （1）自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。

- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

(教育行政)

- 2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

(学校教育)

- 3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

(社会教育)

- 4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることが出来る住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

(家庭教育支援)

- 5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

- 6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

- 7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。